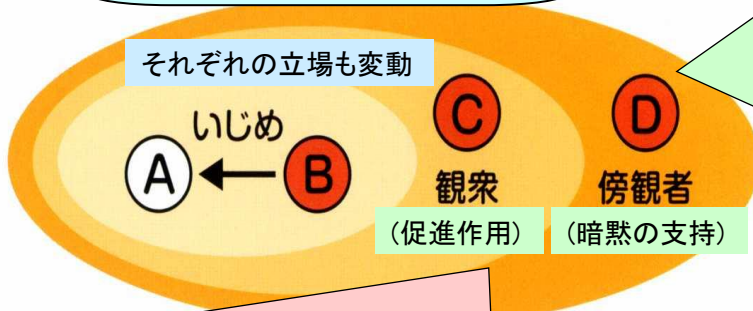


いじめ防止のために-大野原小-

【いじめの定義】

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

【いじめの構造】(不安定な集団)



【いじめの未然防止のために】

- 教職員研修の充実(事例研修含む)
- 学校内の言語環境の見直し・改善
- 道徳教育・体験活動の推進
- 人権・同和教育の充実(市人権教材の活用)
- 学級なかよしめあての設定と評価
- なかよし人権集会(6・12月)
- 日常的な生徒指導の充実
- いじめを生まない集団づくり
- 教育相談体制の整備
(学級担任・養護教諭・管理職・SC・SSW等)
- 保護者、関係機関、地域等との連携
- 情報(インターネット)安全教室の実施

- Ⓐ 「いじめられている子ども」
- Ⓑ 「いじめている子ども」
- Ⓒ いじめを嘲笑したり はやし立てたりする「観衆」
- Ⓓ 無関心さや 自分が次のターゲットになることへの恐れから 見てみぬふりをしている「傍観者」

【いじめの早期発見のために】— 常に子どもたち全員に注意を払う —

- ① 日常的な観察(登下校時・朝の会・授業の開始時・授業中・休み時間・給食時・清掃時・放課後等)と情報交換
 - ② 連絡帳や日記等を活用したいじめの把握
 - 子どもがより気持ちを打ち明けやすい環境にする
 - 友だちの連絡帳を読まないことを徹底させる
 - ③ いじめアンケートの実施と個別の状況把握
 - いじめアンケートの定期的な実施
 - 調査項目(ア)学校は楽しいですか。(イ)今、友達からいやなことを言われていますか。(ウ)今、いやなことをされていますか。(エ)それはどんなことですか。)
- ※大野原っ子アンケートの実施(年間3回程度) ※えがおいっぱいアンケートの実施(毎月)

【いじめと疑われる行為が発生したときの対応】

- ① 「情報収集」 ← 特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応
- ② 「対応協議・役割分担」
- ③ 「事実確認・情報収集」 ← いじめられた側の心理的な苦痛を共感的に受け止める
周囲の者からも情報収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に
- ④ 「保護者連絡」 ← 被害者・加害者双方の保護者で情報を共有、対応策の協議
- ⑤ 「個別指導」
 - いじめた子ども ← 「いじめは人間として絶対に許されない」との毅然とした対応
 - いじめられた子ども ← 子どもの立場に立ち、悲しみや苦痛を共感しながら徹底して守り抜く
- ⑥ 家庭訪問・保護者への説明
- ⑦ 今後の指導方針の共通理解
- ⑧ 学級・学年・全校への指導 ← いじめられた子どもの痛みや辛さを共感させ、学級や学校に正義がいきわたる指導を徹底する
- ⑨ 事後のケア ← 学級全体の様子を注意深く見守り 支持的風土の醸成に努める
※ 関係機関への報告・連絡・相談
(設置者の教育委員会・警察等)

【いじめ防止対策委員会:特別支援委員会時に毎月定期開催+随時開催】

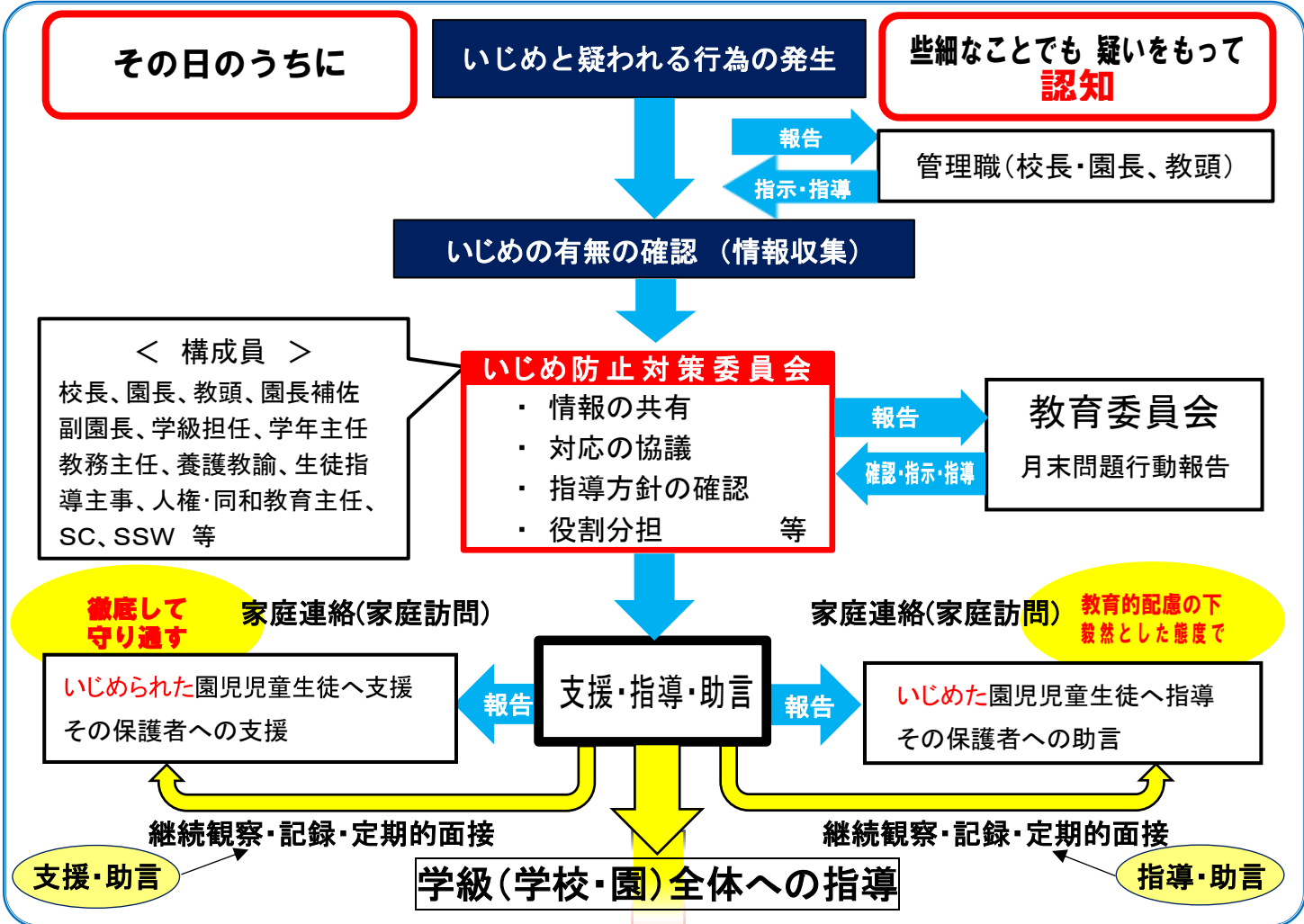
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・関係学級担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

観音寺市いじめ対応マニュアル (R5.2 改訂)

いじめは どの子どもにも どの学校でも 起こり得る

未然防止と早期発見

道徳教育・体験活動の推進 アンケートの実施 日常の園児児童生徒観察 定期的情報交換
 保護者・地域との連携 教育相談(SC・SSW)の設定 配慮が必要な園児児童生徒への個別対応 等



認知なくして 解消なし